

「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」等 に関する検討にかかる意見書

国民健康保険中央会

1 療養費の請求・審査・支払手続き

連合会における業務の現状の特徴としては、以下の3点が挙げられる。

- ① 柔整療養費については、従前より「療養の給付等」に係る審査支払手続き等のためのシステムである『国保総合システム』に実装されている「療養費関係の機能」を使って業務を実施している連合会が多い。
- ② 一方、現状、医療分野における「療養の給付等」と「受領委任払いのもとでの柔整療養費」には、各種手続き等に異なる部分も多いことから、連合会が保険者と相談しつつ、業務を実施している状況。
- ③ このため、連合会によっては、別途システムを構築し、補完しているケースもある。

このことから、「療養費の請求・審査・支払手続き」にかかる業務とシステムの整備を行う場合、

- ・ 連合会の業務実態等を踏まえた、標準的な業務フローやシステムの整備
- ・ 新たな業務フローやシステムに円滑に移行するための支援措置

等が必要となる。

2 オンライン請求の導入・オンライン請求以外の請求方法の取扱い

「オンライン請求」は進めていくべきとの基本認識であるが、前提として、少なくとも以下の論点が整理される必要がある。

- ① 実務的な論点の解決が必要であること
 - ・ 申請書の記載項目・添付資料の在り方の見直し
 - ・ 被保険者の自署の取扱い 等
- ② オンライン請求以外の請求方法を残さないこと
 - ・ 「紙による申請」を経過的に残したうえでの「オンライン請求」移行は、非常に大きな人的・物的コストがかかることを踏まえ、完全実施すべき。
- ③ レセプトの一元管理を成している国保総合システムとの円滑な接続について、十分に検討されること
 - ・ 支払基金と共同開発する審査支払システムの内容を見極めたうえで、新たに構築する「療養費のシステム」が円滑に連動して機能するよう、様々な調整が必要。

3 システム構築にかかる費用負担

療養費の電子化にあたり必要となるシステム構築費用については検討前なので試算できないが、相応・相当の費用がかかるであろうことは想像に難くない。

財政基盤が脆弱な国保サイドとしては、初期費用、運用費用ともに保険者側への配慮が必要であることを踏まえ、国の責任において対応いただきたい。

4 実施スケジュール

療養費に関するシステムが搭載されている国保総合システムは、次回令和 6 年度に更改が予定されており、既に開発に入っていることも踏まえ、

- ① 「療養費のための新たな標準的な審査支払システム」構築のためには、47 連合会の業務実態を踏まえた、「標準的な業務フロー」の整理と、それを踏まえたシステム設計が必要であり、47 連合会との調整も含め、相応の時間が必要。
- ② 関連する外部的事項としては、審査支払機能改革における、いわゆる「共同開発」の時期との関係性を踏まえ、「スケジュールありき」ではなく、合理的なスケジュール設定が必要。